

# 令和4年度 一般財団法人広島市学校給食会 事業報告書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

## 1 設立目的及び概要

### (1) 設立目的

この法人は、広島市立学校の学校給食の円滑な実施及び運営並びに発展に寄与することを目的とする。

### (2) 概要

#### ア 設立年月日

昭和32年4月24日

平成25年4月1日一般財団法人へ移行し、一般財団法人広島市学校給食会に名称変更

#### イ 基本財産

2,000,000円

#### ウ 実施事業

- (ア) 学校給食に要する物資の調達及び配給
- (イ) 学校給食の実施上必要な講習会及び研修会の開催
- (ウ) 学校給食の普及及び奨励
- (エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 2 役員等の状況

### (1) 役員等の人数

区 分	令和4年6月30日から	令和4年6月29日まで
会長	1人	1人
副会長	—	2人
副会長(兼)専務理事	—	1人
副会長(兼)常務理事	1人	—
常務理事	—	2人
理事	4人	3人
監事	3人	3人
評議員	5人	7人

### (2) 理事・監事

ア 事業年度中の理事・監事の異動は、次のとおりである。

異 動 年 月 日	役 職	氏 名	異 動 内 容
令和4年6月29日	理 事	山 本 敏 之	辞 任
令和4年6月29日	理 事	小 林 伸 行	辞 任
令和4年6月29日	理 事	川 本 剛 志	辞 任
令和4年6月29日	理 事	中 村 幸 保	辞 任
令和4年6月29日	監 事	宮 正 純 二	辞 任
令和4年6月29日	監 事	山 本 高 広	辞 任
令和4年6月29日	理 事	宮 奥 和 司	就 任
令和4年6月29日	監 事	新 宅 紀 雄	就 任
令和4年6月29日	監 事	中 村 幸 保	就 任
令和5年3月31日	理 事	塩 山 慎 二	辞 任
令和5年3月31日	監 事	吉 原 靖 樹	辞 任

イ 令和5年3月31日現在の理事・監事は、次のとおりである。

役 職	氏 名	就 任 年 月 日
会 長	中 村 真	令和3年6月25日
副会長(兼)常務理事	塩 山 慎 二	令和3年4月 1日
理 事	宮 奥 和 司	令和4年6月29日
理 事	栗 川 文 博	平成30年6月29日
理 事	山 本 岸 子	令和元年6月26日
理 事	村 上 早 苗	令和3年4月 1日
監 事	新 宅 紀 雄	令和4年6月29日
監 事	中 村 幸 保	令和4年6月29日
監 事	吉 原 靖 樹	平成30年4月 1日

(3) 評議員

ア 事業年度中の評議員の異動は、次のとおりである。

異動年月日	役職	氏名	異動内容
令和4年4月1日	評議員	川 口 潤	就 任
令和4年6月29日	評議員	圓 佛 敏 彦	辞 任
令和4年6月29日	評議員	檜 崎 正 生	辞 任
令和4年6月29日	評議員	川 瀬 洋 美	辞 任
令和4年6月29日	評議員	金 川 勉	就 任

イ 令和5年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

役職	氏名	就任年月日
評議員	岡 崎 美 佐 子	令和3年6月25日
評議員	金 川 勉	令和4年6月29日
評議員	内 海 知 巳	令和3年6月25日
評議員	栗 栖 寿 規	令和3年6月25日
評議員	川 口 潤	令和4年4月1日

3 理事会等の開催

(1) 理事会

開催年月日	開催回数	付議事項	審議結果
令和4年4月1日 (決議の省略)	第1回	(決議事項) 1 令和4年度第1回臨時評議員会のみなし決議及び提案議題について 2 評議員候補者の推薦について	原案可決 原案可決
令和4年6月13日	第2回	(決議事項) 1 令和3年度事業報告について 2 令和3年度決算報告について 3 公益目的支出計画実施報告書等の提出について 4 一般財団法人広島市学校給食会定款の一部改正について 5 役員(理事、監事)候補者の推薦について 6 評議員候補者の推薦について 7 定時評議員会招集及び提案議題について (報告事項) 1 会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務の執行状況について 2 令和3年度の不良物資発見届出状況について	承 認 承 認 承 認 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 終 了 終 了
令和4年6月30日 (決議の省略)	第3回	(決議事項) 1 副会長(兼)常務理事の選定について	選 定
令和5年3月27日	第4回	(決議事項) 1 特定資産(欠損補填積立預金)の運用財産への充当について 2 令和5年度事業計画について 3 令和5年度収支予算について (報告事項) 1 令和3年度以前の未収給食費の損金処理等について 2 会長及び副会長(兼)常務理事の職務の執行状況について 3 令和4年度(一財)広島市学校給食会職員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について	承 認 承 認 承 認 終 了 終 了 終 了

(2) 評議員会

開催年月日	開催回数	付議事項	審議結果
令和4年4月1日 (決議の省略)	第1回	(決議事項) 1 評議員の選任について	選 任
令和4年6月29日	第2回	(決議事項) 1 令和3年度決算報告について 2 一般財団法人広島市給食会定款の一部改正について 3 役員(理事、監事)の選任について 4 評議員の選任について (報告事項) 1 令和3年度事業報告について 2 公益目的支出計画実施報告書等の提出について 3 令和4年度事業計画について 4 令和4年度収支予算について	承 認 原案可決 選 任 選 任 終 了 終 了 終 了 終 了

(3) 監事会

開催年月日	付議事項	審議結果
令和4年5月31日	令和3年度事業報告及び収支決算の監査	承認

(4) 専門委員会

区分	開催回数	内容
物資選定会	11回	学校給食用物資を選定するため、登録業者が提出した見本について、「学校給食用食品の規格・品質表」等に沿って規格・品質等を審査した。

4 無償借受資産

事業を実施するに当たって、令和5年3月31日現在、広島市から無償借受している資産は、次のとおりである。

名称	所在地	区分	備考
国泰寺事務所	広島市中区国泰寺町一丁目3番29号	建物	事務所267.86㎡

5 定款の変更

事業年度中の定款の変更は、次のとおりである。

(1) 変更日 令和4年6月30日

(2) 内容

変更後	変更前
<p>(評議員の選任及び解任) 第13条 (変更前に同じ。) 2 (変更前に同じ。)</p> <p>(削除)</p> <p>3 (変更前に同じ。)</p> <p>第6章 役員 (役員を設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 3人以上9人以内 (2) 監事 (削除) 3人以内 2 理事のうち1人を会長、1人を副会長、1人を常務理事とする。 3 副会長(削除)は、常務理事を兼ねることができる。 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第197条において準用する一般社団・財団法人法第90条第3項に規定する代表理事とし、副会長(削除)及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第191条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。 (役員を選任) 第25条 (変更前に同じ。)</p>	<p>(評議員の選任及び解任) 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。 2 理事会は、次に掲げる者のうちから、評議員候補者を評議員会に推薦することができる。 (1) 学校給食実施校の校長 (2) 学校給食実施校のPTAの会長又は副会長 (3) 学校給食に係る行政機関の職員 3 理事会は、前項の規定により、評議員会に評議員候補者を推薦する場合は、評議員会に対し、次に掲げる事項及び当該候補者を評議員として適任であると判断した理由を説明しなければならない。 (1) 当該候補者の経歴 (2) 当該候補者を候補者とした理由 (3) 当該候補者とこの法人及びその評議員、理事又は監事との関係 (4) 当該候補者の兼職の状況 4 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。 第6章 役員 (役員を設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 6人以上9人以内 (2) 監事 2人以上3人以内 2 理事のうち1人を会長、3人を副会長、2人を常務理事とする。 3 副会長のうち1人は、専務理事を兼ねる。 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第197条において準用する一般社団・財団法人法第90条第3項に規定する代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第191条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。 (役員を選任) 第25条 理事は、次に掲げる者のうちから、評議員会の決議によって選任する。 (1) 学校給食実施校の校長 (2) 学校給食実施校のPTAの会長又は副会長 (3) 学校給食に係る行政機関の職員</p>

変 更 後	現 行
2 (変更前に同じ。)	2 監事は、次に掲げる者のうちから、評議員会の決議のよって選任する。 (1) 学校給食実施校の校長 (2) 学校給食実施校のPTAの会長又は副会長 (3) 学識経験者
3 会長、副会長(削除)及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。	3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
4 (変更前に同じ。) (理事の職務及び権限) 第26条 (変更前に同じ。)	4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。 (理事の職務及び権限) 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長(削除)及び常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。	2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3 会長、副会長(削除)及び常務理事は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。 (権限) 第32条 (変更前に同じ。) (1) (変更前に同じ。) (2) (変更前に同じ。) (3) 会長、副会長(削除)及び常務理事の選定及び解職 (招集) 第34条 (変更前に同じ。)	3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。 (権限) 第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職 (招集) 第34条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、(削除)副会長が理事会を招集する。 (議長) 第35条 (変更前に同じ。)	2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、専務理事を兼ねた副会長が理事会を招集する。 (議長) 第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、(削除)副会長を理事会の議長とする。	2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、専務理事を兼ねた副会長を理事会の議長とする。

6 職員の状況

令和5年3月31日現在の職員の状況は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	事務局長	次長(兼)主任	主幹	専門員	主事	事務指導員	合 計
総務担当	1	1	0	0	1	1	4
業務担当			2	1	1	0	4
合 計	1	1	2	1	2	1	8

※ 事務局長及び次長(兼)主任は、総務担当に含めてカウントした。

7 事業の実施状況

広島市(教育委員会)からの受託等の下、次のとおり実施した。

(1) 学校給食に要する物資の調達及び配給

ア 実施日数 市立小・中学校 200日 (昨年度:198日)

イ 実施学校数及び対象人員

(ア) 実施学校数

(単位:校)

区 分	学校数	令和4年8月26日から			令和4年7月20日まで		
		自校等	センター	デリバリー	自校等	センター	デリバリー
市立小学校	142	119	23	—	119	23	—
市立中学校	67	10	19	38	10	14	43
計	209	129	42	38	129	37	43

(イ) 対象人員

(単位:人)

区 分	対象人員 (令和4年8月・概数)	令和4年8月(概数)			令和4年5月(概数)		
		自校等	センター	デリバリー	自校等	センター	デリバリー
市立小学校	68,660	58,380	10,280	—	58,510	10,270	—
市立中学校	20,410	4,920	9,560	5,930	4,930	6,000	7,000
計	89,070	63,300	19,840	5,930	63,440	16,270	7,000

※ 市立小学校には広島市立特別支援学校小学部を、市立中学校には同校中学部・高等部、広島市立中等教育学校(前期課程)及び海田町立の2中学校を含む。

ウ 調達した給食物資(物資配送費及び消費税等を含む。)

(ア) 主食

品名	数量(食)	前年度比	金額(円)	前年度比	1食当たり(税込)	購入先
パン	3,267,739	—	202,685,324	—	—	(公財)広島県学校給食会
米飯	13,268,397	—	816,507,718	—	—	(公財)広島県学校給食会 広島アグリフードサービス(株)
計	16,536,136	1.77%増	1,019,193,042	0.35%減	61.63円	

※ パンの金額には、特殊加工パンの加工賃等を含む。

(イ) 牛乳

数量(本)	前年度比	金額(円)	前年度比	1本当たり(税込)	購入先
16,390,779	2.12%増	951,484,696	5.39%増	58.05円	広島県知事指定の牛乳業者

(ウ) 副食

数量(食)	前年度比	金額(円)	前年度比	1食当たり(税込)	購入先
16,565,630	0.82%増	2,550,004,989	5.17%増	153.93円	本会登録業者

エ 給食賄材料費支払額(ウの合計額及び振込手数料等を含む。)

4,520,728,209 円

(2) 学校給食衛生管理等講習会の開催

- ア 開催日 令和4年7月28日(木)
- イ 参加人数 50業者 58名
- ウ 内容 ①HACCPによる衛生管理の実践について  
②不良食品の発生状況について  
③学校給食の衛生管理について ほか

(3) 給食物資の検査、業者指導

- ア 納入物資の抽出検査及び納入業者に対して衛生指導
- イ 納入物資の製造工場、加工工場の現地調査
- ウ 調理現場で発見された異物等への対応及び業者指導

(4) 学校給食の情報提供

本会のホームページで、事業内容等を広報した。

8 その他

記載すべき事項はありません。

9 事業報告の附属明細書

記載すべき事項はありません。